

国税通則法施行規則別紙第1号の2書式備考4に規定する国税庁長官が定める書式を定める件

国税庁告示第十一号

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第1号の2書式備考4の規定により、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者が、国税通則法施行規則第二条第二項第二号の規定により作成する納付書の書式を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

国税庁長官心得 藤井 健志

国税通則法施行規則別紙第1号の2書式備考4に規定する国税庁長官が定める納付書の書式は、国税通則法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者が、国税通則法施行規則第二条第二項第二号の規定により、次の一に掲げる事項の情報を記録した二次元コードを用いて、納付受託者が備える機器により次の二に掲げる事項を表示して出力した書面とする。

一 二次元コード記録情報

- イ 一連番号
- ロ 税務署番号
- ハ 氏名又は法人名
- ニ 住所又は所在地
- ホ 税目番号
- ヘ 納期等の区分
- ト 納付税額

二 書面に表示する事項

- イ 「納付書」の文字
- ロ 一連番号
- ハ 税目番号
- ニ 納期等の区分
- ホ 納付税額